

○名寄地区衛生施設事務組合パートタイム会計年度任用職員の報酬、
手当及び費用弁償に関する条例

(令和元年12月2日条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、名寄地区衛生施設事務組合の会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「パートタイム会計年度任用職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(他の条例の準用規定)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例(令和元年名寄市条例第25号。以下「名寄市条例」という。)を準用する。この場合において、「職員が市に」とあるのは「職員が組合に」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則 (令和元年12月2日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年3月31日に名寄地区衛生施設事務組合非常勤職員取扱要綱(平成27年訓令第1号。以下「要綱」という。)第2条で準用する名寄市非常勤職員取扱要綱(平成18年名寄市訓令第22号。以下「名寄市要綱」という。)第3条により任用されていた者で、本条例の施行の日以降に同等のパートタイム会計年度任用職員として任用された者(管理者が別に定めたものに限る。)に係る期末手当の支給率は、当面の間、名寄市条例第9条第1項第2号の規定に関わらず、その基準日ごとに100分の180を超えない範囲で管理者が別に定める。

3 令和2年3月31日に要綱第2条で準用する名寄市要綱第3条により任用されていた者が、本条例の施行の日に引き続き同等のパートタイム会計年度任用職員として任用された場合、条例の施行前に任用又は勤務していた期間は、名寄市条例第9条第1項第2号の規定の在職期間の計算にあたって、引き続き勤務していた期間とみなす。

